

改正後の解体等工事に係る規制概要

- ※1 特定建築材料: 吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
- ※2 特定工事: 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

<凡例>
 青枠: 現行制度
 赤枠: 改正

